参考資料

Ⅰ　策定に係る資料
Ⅰ－１　計画策定経過
Ⅰ－２　会議・審議などに係る資料

Ⅱ　条例・宣言
Ⅱ－１　条例
Ⅱ－２　宣言

Ⅲ　計画の進行管理・ＳＤＧｓ
Ⅲ－１　計画の進行管理（指標一覧）
Ⅲ－２　ＳＤＧｓ一覧

Ⅰ　策定に係る資料

Ⅰ－１ 計画策定経過

年	月日	会議等の名称	内容・備考
令和６年（２０２４）	１月２５日	第１回習志野市次期基本構想・基本計画策定本部会議	・習志野市次期基本構想等策定方針（案）について
	１月３０日		「習志野市次期基本構想等策定方針」策定
	２月６日	令和５年度第２回習志野市長期計画審議会	・習志野市次期基本構想等策定方針について
	５月１３日	第２回習志野市次期基本構想・基本計画策定本部会議	・基本構想等策定までのスケジュールについて ・基本構想等策定に係る現状の取組について ・今後の取組内容について ・習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会の設置について
	５月２７日	第１回習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会	・基本構想等策定までのスケジュールについて ・基本構想等策定に係る現状の取組について ・今後の取組内容について ・次期基本構想・基本計画策定作業部会について
	６月１日	市政懇談会	意見交換及び懇談
	７月～１０月	市民意識調査	５,０００票送付　１,８４０票回収
	７月２１日	キラットジュニア防犯隊からの意見聴取	「こんなまちにしたい！習志野」をテーマに意見聴取
	７月２３日	中学生からの意見聴取（子ども議会）	「１５、１６年後（自身が３０歳頃）にどんな習志野市であってほしいか」をテーマに、意見等を発表
	９月～１０月	小学生からの意見聴取（社会科の授業）	「こんなまちにしたい！習志野」をテーマに、クラスごとにアンケート回答
	９月～１０月	大学生意識調査	１,５００票配布　１,４４１票回収
	９月２４日	第２回習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会	・基本構想等策定に係る現状の取組について ①　人口推計速報値について ②　基礎調査等の実施状況について ③　市民参画の実施状況について ・基本構想等策定までのスケジュールについて ・今後の取組内容について
	９月２４日	事業者インタビュー	「目指すべき将来都市像」や「理想的なまちの状態の具体的なイメージ」をテーマとするインタビュー
	９月２８日	市民意見交換会（谷津コミュニティセンター）	意見交換及び懇談
	９月２８日	大学生ワークショップ	「まちの強み・弱みの抽出」と「選ばれるまちとなるための理想的な状態」をテーマとするワークショップ
	９月３０日	令和６年度第１回習志野市長期計画審議会	・習志野市次期基本構想等の策定に係る取組状況について（報告）
	１０月６日	市民意見交換会（市庁舎５階委員会室）	意見交換及び懇談
	１０月１２日	市民意見交換会（東習志野コミュニティセンター）	意見交換及び懇談

年	月日	会議等の名称	内容・備考
令和６年（２０２４）	１０月	高校生からの意見聴取（アンケート）	「こんなまちに住みたい！」をテーマに、個人ごとにアンケート回答
	１１月１３日	第３回 習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会	・基本構想等策定に係る現状の取組について ・基本構想素案について ・今後の予定について
	１２月１９日	第３回 習志野市次期基本構想・基本計画策定本部会議	・基本構想素案について
令和７年（２０２５）	１月１４日	第４回 習志野市次期基本構想・基本計画策定本部会議	・基本構想素案について
	１月２４日	臨時庁議	・習志野市基本構想（素案）について（庁議後、素案を決定）
	１月２８日	市議会意見交換会	・本市の概況等（人口推計、意識調査の結果等）の報告 ・次期基本構想（素案）の説明と意見交換
	２月１０日	令和６年度第２回習志野市長期計画審議会	習志野市基本構想（案）の諮問
	２月２５日～３月６日	習志野市長期計画審議会委員への意見照会	習志野市基本構想（案）の意見聴取
	３月２１日	令和６年度第３回習志野市長期計画審議会	習志野市基本構想（案）の審議
	３月２７日	習志野市長期計画審議会会長より素案に係る習志野市基本構想（案）の答申	
	４月７日	第５回 習志野市次期基本構想・基本計画策定本部会議	・習志野市基本構想（策定案）について
	４月８日	第４回 習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会	・基本構想について（取組状況報告） ・基本計画について（施策立案及び今後の取組） ・今後の予定について（全体スケジュール等）
	４月１５日	庁議	・習志野市基本構想（案）に係るパブリックコメントの実施について
	５月１日～５月３０日	パブリックコメント	習志野市基本構想（案）パブリックコメント期間
	７月４日	第５回 習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会	・基本計画について（前期基本計画素案Ｒ７．６月版の共有等） ・今後の予定について（全体スケジュール等）
	７月９日～７月１４日	習志野市次期基本構想・基本計画策定本部会議（書面）	習志野市基本構想最終案を作成
	７月１５日	庁議	・習志野市基本構想の策定について（習志野市基本構想最終案の審議）
	７月２５日	第６回 習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会	・基本計画について（「前期基本計画素案Ｒ７．６月版」照会結果等） ・今後の予定について（全体スケジュール等）
	８月１日	第６回 習志野市次期基本構想・基本計画策定本部会議	・習志野市前期基本計画（素案）について
	８月８日	庁議	・習志野市前期基本計画（素案）について
	８月２５日	令和７年度第１回習志野市長期計画審議会	習志野市前期基本計画（案）の諮問

参考資料

年	月日	会議等の名称	内容・備考
令和７年（２０２５）	８月２８日～９月１１日	習志野市長期計画審議会委員への意見照会	習志野市前期基本計画（案）の意見聴取
	８月２８日		・習志野市基本構想の上程
	９月２９日	令和７年習志野市議会第３回定例会	「習志野市基本構想」議決
	１０月３日	令和７年度第２回習志野市長期計画審議会	習志野市前期基本計画（案）の審議 習志野市前期基本計画（案）の答申
	１０月２４日	臨時庁議	・習志野市前期基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施について
	１１月１日～１１月３０日	パブリックコメント	習志野市前期基本計画（案）パブリックコメント期間
令和８年（２０２６）	２月６日	習志野市次期基本構想・基本計画策定本部会議（書面）	習志野市前期基本計画最終案を作成
	２月１３日	庁議	・習志野市前期基本計画最終案審議
	３月		「習志野市前期基本計画」　策定
	３月		「習志野市前期第１次実施計画」　策定

Ⅰ－2 会議・審議などに係る資料

1 長期計画審議会

①習志野市長期計画審議会　条例

習志野市長期計画審議会条例

昭和４４年５月２３日
条例第３５号
改正　昭和５９年３月３１日条例第２号

（設置）
第１条　本市に地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により、習志野市長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（任務）
第２条　審議会は市長の諮問に応じて、本市の長期計画の策定について調査審議する。
（組織）
第３条　審議会の委員定数は１０人以上１５人以内とし、議会議員および知識経験者をもつて組織する。
２　委員は市長が委嘱する。ただし、議会議員については議長および各常任委員会の委員長を委嘱するものとする。
３　委員の任期は２年とし、再任されることを妨げない。ただし、議会議員については前項の職を離れたときは委員の職を失う。
４　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員）
第４条　審議会に会長および副会長を置き、委員のうちから互選する。
２　会長は会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会の会議は、会長がこれを招集し議長となる。
２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（審議会の事務）
第６条　審議会の事務は、長期計画担当課において処理する。
（昭５９条例２・一部改正）
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５９年３月３１日条例第２号）抄

（施行期日）
１　この条例は、昭和５９年４月１日から施行する。

②習志野市長期計画審議会　委員名簿

令和７年８月１日現在
議会選出委員　令和７年５月２１日～在職中
知識経験者　令和７年８月１日～令和９年７月３１日
［敬称略］

選出区分	氏名	役職等	備考
議会議員	相原（あいはら）　和幸（かずゆき）	市議会議長	
	布施（ふせ）　孝一（こういち）	総務常任委員長	副会長
	斉藤（さいとう）　賢治（けんじ）	都市環境常任委員長	
	市角（いちずみ）　雄幸（ゆうこう）	協働経済常任委員長	
	佐々木（ささき）　秀一（しゅういち）	文教福祉常任委員長	
知識経験者	渡邉（わたなべ）　勇（いさむ）	千葉みらい農業協同組合理事	
	田村（たむら）　裕子（ゆうこ）	習志野商工会議所女性会　相談役	
	山岸（やまぎし）　輝樹（てるき）	日本大学生産工学部建築工学科　准教授	会長
	中島（なかじま）　悠（ゆう）	東邦大学理学部情報科学科　准教授	
	中川（なかがわ）　泰宏（やすひろ）	千葉工業大学情報変革科学部高度応用情報科学科　助教	
	鈴木（すずき）　とし江（え）	習志野市社会福祉協議会　副会長	
	宮下（みやした）　義人（よしと）	千葉銀行津田沼支店　支店長	
	宮入（みやいり）　謙（けん）	公募	
	下田（しもだ）　桂子（けいこ）	公募	
	井上（いのうえ）　朋子（ともこ）	公募	

③習志野市基本構想（素案）の諮問・答申

諮　　問

習志野市長期計画審議会
会長 山岸　輝樹　様

習志野市長期計画審議会条例（昭和４４年５月２３日条例第３５号）第２条の規定により、習志野市基本構想（素案）について、貴審議会の意見を求めます。

現習志野市基本構想は令和７年度をもって計画期間終了となることから、令和８年度を始期とする新たな基本構想を策定するものです。

総政第１７０号
令和７年２月１０日

習志野市長　宮　本　泰　介

答　　申

習志野市長　　宮　本　泰　介　様

総政第１７０号により、本審議会に諮問がありました内容につきまして、次のとおり、答申します。

習志野市基本構想（素案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたします。

なお、基本構想の推進に向けた、今後の取組にあたっては、以下の意見のほか、本審議会の審議過程で各委員より出された意見について十分に留意していただきたい。

１．市民との共有について

基本構想は、目指すべきまちの姿となる将来都市像を示し、市政全体の方針として、市民とともにまちづくりを推進していくための計画であり、市民生活を包括する市政理念となるものです。各々の立場からまちづくりに関与していくためには、本構想を市民と行政が共有することが必要になる。

従って、市民一人ひとりが本構想の意図するところを容易に理解し、各々の生活に関わる内容をイメージできるよう、公表する際には、ガイドの役割を担う概要版を作成するなど、分かりやすく伝えていただきたい。

２．計画期間における柔軟な対応について

基本構想は、令和８年度から令和２３年度までの１６年間を計画期間としており、これまで以上に長期にわたる計画となります。自然災害の激甚化、グローバル化、デジタル化などが加速度的に進行している昨今では、その間に見込まれる社会経済情勢の変化や市民ニーズに対応しながら、市政運営を行う必要がある。

１６年間という長きにわたる計画期間であることを踏まえ、様々な時代の変化に対応していくため、分野ごとの具体的な施策を示す基本計画や、個別の事業計画を示す実施計画の策定にあたっては、時流を捉えた分析や市民意見聴取に積極的に取り組んでいただきたい。

令 和 ７ 年 ３ 月 ２ ７ 日

習志野市長期計画審議会　会長　　　　山岸　輝樹

④習志野市前期基本計画（素案）の諮問・答申

諮　　問

習志野市長期計画審議会

会長 山岸　輝樹　様

習志野市長期計画審議会条例（昭和４４年５月２３日条例第３５号）第２条の規定により、習志野市前期基本計画（素案）について、貴審議会の意見を求めます。

現習志野市後期基本計画は令和７年度をもって計画期間終了となることから、令和８年度を始期とする新たな基本計画を策定するものです。

総　政　第　９　７　号

令 和 ７ 年 ８ 月 ２ ５ 日

習志野市長　　宮　本　泰　介

答　　申

習志野市長　　宮　本　泰　介　様

総政第９７号により、本審議会に諮問がありました内容につきまして、次のとおり、答申します。

習志野市前期基本計画（素案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたします。
なお、基本計画の推進に向けた、今後の取組にあたっては、以下の意見のほか、本審議会の審議過程で各委員より出された意見について十分に留意していただきたい。

１．全般に係る意見
（１）全体評価について
基本計画は、幅広い分野を網羅するものだが、全体を通して、現状及び課題を明示しており、本市の基本計画として行政指針の役割を十分果たすものであると評価する。
今後、基本計画に沿った事業展開を行うため、実施計画において本計画で示した施策を実現するための個々の事業計画を示し、各年度の予算措置を通じて着実に実施していただきたい。

（２）基本構想との関連性について
基本構想が議会により決せられたことの重要性を理解し、本計画は基本構想で示す将来都市像を実現するための計画であるということに、十分留意していただきたい。

（３）財政計画について

今後８年間における計画事業の着実な実施に向けた裏付けとなる財政計画について、十分な精査に努めていただきたい。

（４）計画の進捗管理について

進捗管理については、今後策定する実施計画に指標を設定し、毎年の行政評価において進捗状況を把握するものと思料するが、指標と併せて、効果測定や見直しプロセスについても明らかにし、着実な実施に努めていただきたい。

（５）市民ニーズ等の把握等について

本計画の計画期間は８年間であり、昨今の加速度的な時代の変化に対応していくためには、今まで以上に、丁寧に市民とコミュニケーションを図る必要がある。

計画推進にあたっては、習志野市に住み・学び・働き・関係する人たちのニーズを捉える機会を積極的に設けるなど、各事業の推進に活かせるよう努めていただきたい。

（６）文章表現について

丁寧な言葉で分かりやすく記述されており、文章表現は概ね妥当なものであると認められるが、カタカナ表記や専門用語等については、市民が理解できるよう、一般的な言葉を用いる必要がある。

そこで、専門用語等を使用する場合においては、注釈等を追記し、市民が容易に理解できるような記述としていただきたい。

２．市政経営の基本方針に係る意見

（１）多様な主体との連携について

どの施策においても、広報活動が重要であり、施策の対象に応じて広報の手法を変えることで、より情報を的確に届けることができると考える。また、公共施設をはじめ、官民問わず市内施設に足を運んでもらうことは、市政への関心を高めることにつながるものと思料する。さらに、SNS の進展などにより市民活動は多様化していることから、行政も市民活動へのアンテナを高く持つ必要がある。

広報・広聴活動の推進にあたっては、多様な主体との連携によって、あらゆる手法を検討いただくとともに、積極的な市民活動の把握に努め、双方向のコミュニケーションが活発に行われるよう検討いただきたい。

（２）徹底的なデジタル化について

デジタル化の推進にあたっては、情報技術の活用により、市民サービスの機会やアクセス性の向上と、時間やコスト負担等を削減していくことの両面から進めることが重要と考える。

デジタル化に関わるキーワードは様々ある中、８年間の本計画に記載する内容は限られるものの、各分野でデジタル技術を活用する方向性と分野ごとの取組イメージがわかるよう工夫に努めていただきたい。

（３）経済効果の追求について

全体を通して、各取組施策の内容は、市が主体となって取り組む事項が多いと感じる。計画期間中に重点が変わることは大いに考えられるが、予算配分や人的配分を含めて、大局的に優先度等を判断し、かじ取りを担う役割が必要と考える。また、行財政改革や公共施設等の再生など、市内部の効率化だけではなく、あらゆる循環を想定し、市民や企業への波及効果に言及することが必要と考えられる。

市の財政に限らず総合的な観点から、経済効果の追求に取り組んでいただくとともに、市民にとってどのような意義を持つのか、わかりやすく記述いただきたい。

３．今後の展開に係る意見

（１）防犯リテラシー教育について

近年、若者の犯罪や問題として、特殊詐欺、闇バイト、薬物、恋愛商法等が話題となっている。

こどもを守り、犯罪に巻き込まれないようにする観点から、「関わらない」「巻き込まれない」ための防犯リテラシーに関する教育について、一層取り組んでいただきたい。

（２）外国籍児童への対応について

今後、外国籍の児童の増加が想定される中、日本語教育以外にも、生活習慣や保護者との意思疎通における課題など、学校教育のみで解決することが難しい内容も多くあると思料する。

関係機関との連携を含めた対応について、一層の取組を検討いただきたい。

（３）人口ビジョンについて

人口ビジョンについて、平成 27 年に「令和 23 年に人口 16 万 4 千人以上を目指す」と掲げ、本計画では令和 23 年には 17 万 6 千人台と予測され、目指すべき将来の人口像は達成される見込みの旨が記載されている。

８年間の新たな計画として地方版総合戦略を策定するにあたっては、市としての新たな人口ビジョンを示していただきたい。

令和７年１０月３日

習志野市長期計画審議会　会長　　山岸　輝樹

参考資料

2 次期基本構想・基本計画策定本部

○習志野市次期基本構想・基本計画策定本部設置要綱

（設置）

第１条　本市の次期基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するため、習志野市次期基本構想・基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

（策定本部）

第２条　策定本部は別表に定める者をもって組織する。

２　策定本部に本部長及び副本部長を置く。

３　本部長は市長、副本部長は副市長、教育長並びに企業管理者とし、事務局長は長期計画担当部長とする。

４　本部長は策定本部を代表し、会務を総理する。

５　副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（策定本部の任務等）

第３条　策定本部は必要の都度、本部長が招集する。

２　策定本部は基本構想等の策定に関し調査、研究を行うとともに、調整を図り、もって基本構想等の素案を作成する。

（計画の総合調整）

第４条　基本構想等の策定に関する総合的な調整は、長期計画担当課で行う。

（資料の提出等）

第５条　本部長は、関係部課等に資料提出及び会議出席をさせることができる。

２　前項に定めた資料提出、会議出席及びその他調査研究に伴う通知の内、軽微なものについては事務局長に委任する。

（下部組織）

第６条　本部長は、必要に応じて、策定本部の下に下部組織を設置することができる。

（事務局）

第７条　策定本部の事務は、長期計画担当課において処理する。

（策定本部の解散）

第８条　策定本部は、第３条の任務が終了した時点で解散する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年１月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別　表（第２条関係）
　習志野市次期基本構想・基本計画策定本部

（本部長）	１	市長
（副本部長）	２	副市長
	３	教育長
	４	企業管理者
（事務局長）	５	政策経営部長
	６	総務部長
	７	危機管理監
	８	協働経済部長
	９	健康福祉部長
	１０	都市環境部長
	１１	こども部長
	１２	会計管理者
	１３	学校教育部長
	１４	生涯学習部長
	１５	消防長
	１６	企業局業務部長
	１７	企業局工務部長
	１８	議会事務局長
	１９	選挙管理委員会事務局長
	２０	監査事務局長
	２１	農業委員会事務局長

3 次期基本構想・基本計画策定作業部会

○習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会設置要綱

（設置）

第１条　本市の次期基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するため、次期基本構想・基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）の下部組織として次期基本構想・基本計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　作業部会の委員は、各部局の政策管理担当課長をもって組織する。

２　作業部会に会長及び副会長を置く。

３　会長は長期計画担当部長、副会長は長期計画担当次長、事務局長は長期計画担当課長とする。

４　会長は作業部会を代表し、会務を総理する。

５　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

６　会長は、作業部会委員として、各部局の政策管理担当課長以外であっても、必要に応じ委員とすることができる。

（作業部会の開催、任務等）

第３条　作業部会は、必要の都度、会長が招集する。

２　作業部会は基本構想等の策定に関し、福祉、経済、都市基盤、環境、子育て、教育等、各分野における調査、研究を行い基本構想等の素案を検討する。

（資料の提出等）

第４条　会長は、基本構想等の素案の検討にあたり各部局に資料の提出を求め、または会議に出席させることができる。

２　各部局は、事務局長より前項の要請があった場合は、これに協力しなければならない。

３　第１項に定めた資料提出、会議出席及びその他調査研究に伴う通知の内、軽微なものについては事務局長に委任する。

（事務局）

第５条　作業部会の事務は、長期計画担当課において処理する。

（作業部会の解散）

第６条　作業部会は、第３条の任務が終了した時点で解散する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　　則

この要綱は、令和６年５月２１日から施行する。

別　表（第２条関係）

習志野市次期基本構想・基本計画策定作業部会

（会長）	１	政策経営部長
（副会長）	２	政策経営部次長
（事務局長）	３	総合政策課長
	４	総務課長
	５	協働政策課長
	６	健康福祉政策課長
	７	都市政策課長
	８	こども政策課長
	９	会計課長
	１０	教育総務課長
	１１	社会教育課長
	１２	消防総務課長
	１３	企業総務課長
	１４	工務管理課長
	１５	議会事務局庶務課長
	１６	選挙管理委員会事務局次長
	１７	監査事務局次長
	１８	農業委員会事務局長

Ⅱ　条例・宣言

Ⅱ－１　条例

１　習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

○習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

平成２５年７月２日

条例第１５号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づき、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（次条において「習志野市基本構想」という。）を議会の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（議決事件）

第２条　議会の議決すべき事件は、習志野市基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ－2 宣言

Ⅰ 交通安全都市宣言

○交通安全都市宣言

昭和３７年３月５日

議決

近時　経済の進展にともなう都市交通の輻輳はいよいよ激甚となり　これによる交通事故の続出は大きく社会問題化している

わが習志野市の交通事情も極めて深刻であり　とくに市街を貫通する京葉国道ならびに

東金街道の車両激増は市内交通の混雑に一層の拍車をかけている

このため交通事故の件数は増加の一途をたどり　人命に対する脅威はますますつのるばかりである

かかる交通禍の脅威を除き　市民生活の安全を確保するため　交通環境の改善を推し進めるとともに　市民一丸となって安全交通の自覚に徹することの急務を痛感する

よって全市民とともに安全都市の理想を達成すべく　ここに習志野市を「交通安全都市」とすることを宣言する

2 核兵器廃絶平和都市宣言

〇核兵器廃絶平和都市宣言

昭和５７年８月５日

宣言

わたくしたち習志野市民は、文教住宅都市憲章を定め、生存と安全をまちづくりの基本とした。

わたくしたち習志野市民は、我が国が世界唯一の核被爆国として被爆の恐ろしさと、被爆者の苦しみを全世界の人々に訴え続けるとともに、再び地球上に広島、長崎の、あの惨禍が繰り返されることのないよう、恒久平和を強く願うものである。

わたくしたち習志野市民は、非核三原則の完全実施を願い、平和を愛する世界の人々と共に、恒久平和を実現することを決意し、核兵器廃絶平和都市をここに宣言する。

3 健康なまち習志野宣言

○健康なまち習志野宣言

平成２６年１１月１日

宣言

わたくしたち習志野市民は、生涯にわたる健康で幸せな生活を希求し、実現し、未来につなげていくことを誓い、ここに「健康なまち習志野」を宣言します。

一 わたくしたち習志野市民は、一人ひとりが自ら健康への意識を高め、主体的に行動します。

一 わたくしたち習志野市民は、連携・協力しながら、笑顔で健康に暮らします。

一 わたくしたち習志野市民は、あらゆる分野において、健康を支え守る社会環境をととのえます。

4 虐待・暴力・いじめ・差別から自身を含む大切な人を守る都市宣言

○虐待・暴力・いじめ・差別から自身を含む大切な人を守る都市宣言

令和４年６月１日

宣言

（通称）大切な人を守る都市宣言

すべての人は、生まれながらにして持つ固有の権利である人権を尊重され、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、職業、出身、経歴、年齢、疾病、障がい、財産に関係なく、自分らしく生きることが保障されています。

わたくしたち習志野市民は、互いの多様性を認め合うことにより、虐待、暴力、いじめ、差別を無くすという強い意志を持ち、支え合える社会を、自らの手でつくりあげていくことを誓い、次のことを宣言します。

１　わたくしたち習志野市民は、誰もが生まれながらに多様な存在であることを認め、自分らしく生きる権利を尊重します。

１　わたくしたち習志野市民は、誰かを身体的、精神的、経済的など、いかなる方法によっても排除せず、互いを大切にします。

１　わたくしたち習志野市民は、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において、みんなで協力し合い、虐待、暴力、いじめ、差別を根絶します。

Ⅲ　計画の進行管理・ＳＤＧｓ

Ⅲ－１　計画の進行管理（指標一覧）

１　計画の進行管理

①総合計画の進行管理と実施計画

基本構想や基本計画で示した取組を進め、将来都市像を実現するためには、社会環境の変化を捉えながら、一つひとつの事業を着実に実行していくことが必要です。

進行管理に用いる指標は、次頁のとおりとしますが、基本計画で示した施策を実現するための個々の事業計画を定める実施計画において、進行管理のための具体的な数値目標等を示します。

４年毎に改定する実施計画に具体的な指標を掲げることにより、社会の変化や市民ニーズに柔軟に適応し、その時節に応じた事業展開を行い、各基本施策の目指すまちの姿、ひいては将来都市像の実現を目指すものとします。

（なお、前期基本計画「Ⅱ市政経営の基本方針」に係る進行管理については、「習志野市前期市政経営プラン」が担うものとします。）

②指標設定の考え方

４年毎の実施計画において、基本計画の施策単位で「まちの状態を表す指標」と「取組の進捗状況を測定するための指標」を設定します。実施計画において、基準値や目指す方向を示し、進捗の分析・効果の検証を行います。

また、４年毎の改定時期に指標の再設定を含め検証結果に基づく事業の見直しを行い、より有効性の高い事業へ進化させていきます。

◆「まちの状態を表す指標」（状態指標）とは

本市の取組によって当該指標の増減をコントロールすることはできませんが、その増減によって当該指標に係る取組の対象者（市民、事業者、地域など）の状態がどの程度改善しているのか、又は悪化しているのかを客観的に把握することで、より良い取組の内容へと改善することを目的として設定するものです。

◆「取組の進捗状況を測定するための指標」（成果指標）とは

取組施策や事業を実施することで得られる成果を示す指標です。

進捗管理のイメージ

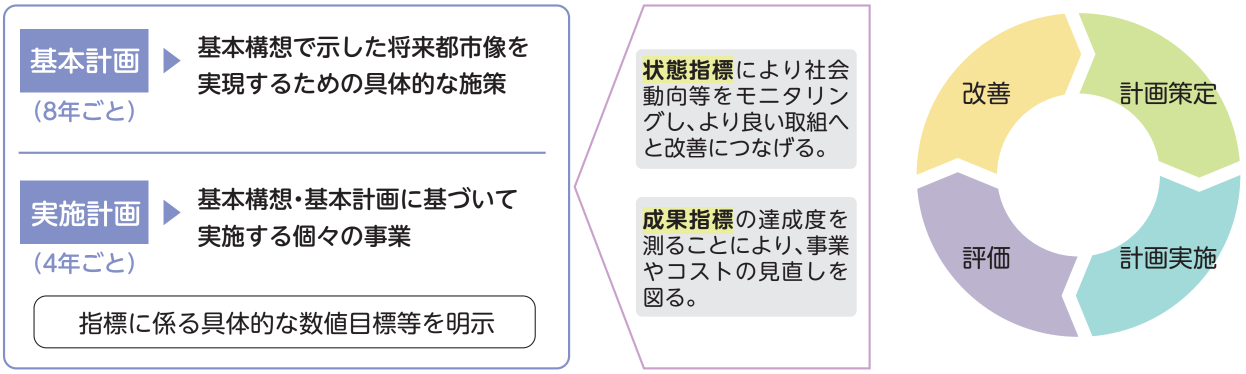

2 指標一覧

No.	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
１	１－１－１　道路	状態指標	混雑度が１.２５以上の区間延長	ｋｍ	・交通調査基本区間の交通容量に対する交通量の比 ・国土交通省「全国道路・街路交通情勢調査」
２	１－１－１　道路	状態指標	人身事故発生件数	件	千葉県警察本部資料
３	１－１－１　道路	成果指標	都市計画道路の整備率	％	国土交通省「都市計画現況調査」
４	１－１－１　道路	成果指標	道路改良事業の完了実績（累計）	か所	道路つくる課資料
５	１－１－１　道路	成果指標	橋梁修繕完了率	％	橋梁長寿命化修繕計画に基づき算出
６	１－１－２ ガス・水道・下水道	状態指標	ガス事業のガス販売量	千㎥	習志野市公営企業会計決算書
７	１－１－２ ガス・水道・下水道	状態指標	水道事業の有収水量	千㎥	習志野市公営企業会計決算書
８	１－１－２ ガス・水道・下水道	状態指標	下水道事業の有収水量	千㎥	習志野市公営企業会計決算書
９	１－１－２ ガス・水道・下水道	成果指標	ガス事業の経常収支比率	％	習志野市公営企業会計決算書
１０	１－１－２ ガス・水道・下水道	成果指標	ガス低圧本支管の耐震化率	％	ガス水道建設課資料
１１	１－１－２ ガス・水道・下水道	成果指標	水道事業の経常収支比率	％	習志野市公営企業会計決算書
１２	１－１－２ ガス・水道・下水道	成果指標	水道基幹管路の耐震適合率	％	ガス水道建設課資料
１３	１－１－２ ガス・水道・下水道	成果指標	下水道事業の経常収支比率	％	習志野市公営企業会計決算書
１４	１－１－２ ガス・水道・下水道	成果指標	管きょ点検調査実施率	％	下水道課資料
１５	１－１－３ 公園・緑地	状態指標	緑地の現況量（緑地全体）	ｈａ	公園緑地課資料
１６	１－１－３ 公園・緑地	状態指標	「環境の施策として特に取り組むべきだと思われるもの」のうち、「公園や緑地」を選んだ市民の割合	％	市民意識調査
１７	１－１－３ 公園・緑地	成果指標	都市計画区域人口１人当たりの都市公園面積	㎡／人	公園緑地課資料
１８	１－１－３ 公園・緑地	成果指標	定期点検において、健全度がＣ（全体的に劣化が進行している）・Ｄ（全体的に顕著な劣化である）と判定された遊戯施設のうち、更新や補修等の対策を講じた施設の割合	％	公園緑地課資料
１９	１－１－３ 公園・緑地	成果指標	自然保護地区及び都市環境保全地区の面積	㎡	公園緑地課資料
２０	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	市域における温室効果ガス排出量	千ｔ－CO_2	習志野市温室効果ガス排出量調査報告書
２１	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	公害苦情発生件数	件	環境保全課資料
２２	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」に基づく過料徴収件数	件	クリーン推進課資料
２３	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	谷津干潟への渡り鳥の飛来数	羽	環境省「渡り鳥の飛来状況調査」
２４	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	「都市整備の施策として取り組むべきもの」のうち、「景観施策の推進」を選んだ市民の割合	％	市民意識調査
２５	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	状態指標	エネルギーを使用する機器の利用では節約を心がけている市民の割合	％	環境に関する市民アンケート調査（次回アンケートはＲ１４年度に実施予定）
２６	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	公共施設の温室効果ガス総排出量の合計	ｔ－CO_2	環境保全課資料
２７	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	住宅用省エネルギー設備等導入に係る補助金交付件数	件	環境保全課資料

Ｎｏ．	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
２８	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	特定建設作業指導率	％	環境保全課資料
２９	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	ごみゼロ運動参加者数	人	クリーン推進課資料
３０	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	ポイ捨て防止キャンペーン参加者数	人	クリーン推進課資料
３１	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	谷津干潟自然観察センター年間来館者数 ※マンホールカードのみの入館者を除く	人	環境保全課資料
３２	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	茜浜緑地・海浜公園・芝園１号緑地でのイベント件数	件	公園緑地課資料
３３	１－１－４ 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	成果指標	谷津干潟自然観察センターの団体来館者数（幼稚園、保育所、小・中学校など）	人	環境保全課資料
３４	１－１－５ 循環型社会	状態指標	ごみの総排出量	ｔ	クリーンセンター管理課資料
３５	１－１－５ 循環型社会	状態指標	生活系ごみの排出量（資源除く）	ｔ	クリーンセンター管理課資料
３６	１－１－５ 循環型社会	状態指標	事業系ごみの排出量	ｔ	クリーンセンター管理課資料
３７	１－１－５ 循環型社会	成果指標	１人１日あたりの生活系ごみ排出量（資源除く）	ｇ／人日	クリーン推進課資料
３８	１－１－５ 循環型社会	成果指標	焼却処理量	ｔ	クリーンセンター管理課資料
３９	１－１－５ 循環型社会	成果指標	最終処分量	ｔ	クリーンセンター管理課資料
４０	１－２－１ 防災・危機管理	状態指標	自然災害による死傷者数	人	危機管理課資料
４１	１－２－１ 防災・危機管理	状態指標	自主防災組織の加入世帯数	世帯	危機管理課資料
４２	１－２－１ 防災・危機管理	成果指標	市総合防災訓練への参加者数	人	危機管理課資料
４３	１－２－１ 防災・危機管理	成果指標	防犯・防災情報メール（緊急情報サービス「ならしの」）の登録者数	人	危機管理課資料
４４	１－２－１ 防災・危機管理	成果指標	自主防災組織助成金の申請組織数	団体	危機管理課資料
４５	１－２－２ 消防・救急	状態指標	火災発生件数	件	消防年報
４６	１－２－２ 消防・救急	状態指標	火災による死傷者数	人	消防年報
４７	１－２－２ 消防・救急	状態指標	救急出動件数	件	消防年報
４８	１－２－２ 消防・救急	成果指標	住宅用火災警報器の点検率	％	予防課資料
４９	１－２－２ 消防・救急	成果指標	消防車両更新年度別の達成率	％	消防車両等整備更新計画
５０	１－２－２ 消防・救急	成果指標	消防団員の定員充足率	％	消防庁「消防団の組織概要」
５１	１－２－２ 消防・救急	成果指標	初期傷病程度（軽症）比率	％	警防課資料
５２	１－２－３ 防犯・交通安全	状態指標	人口１万人当たりの刑法犯認知件数	件	千葉県警察本部資料
５３	１－２－３ 防犯・交通安全	状態指標	電話ｄｅ詐欺被害額	万円	千葉県警察本部資料
５４	１－２－３ 防犯・交通安全	状態指標	空家率（賃貸･売却用及び二次的住宅を除く空家）	％	総務省「住宅・土地統計調査」
５５	１－２－３ 防犯・交通安全	状態指標	市内（習志野警察署管内）の交通事故発生件数 ※高速隊の件数は除く	件	千葉県警察本部資料
５６	１－２－３ 防犯・交通安全	成果指標	防犯研修会、市民大会、キラット・ジュニア防犯隊による防犯活動への参加者数（年間延べ人数）	人	くらし安全課資料
５７	１－２－３ 防犯・交通安全	成果指標	市の補助を受けて設置された防犯カメラの台数（累計）	台	くらし安全課資料

Ｎｏ.	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
５８	１－２－３ 防犯・交通安全	成果指標	交通安全教室への参加者数	人	くらし安全課資料
５９	１－２－３ 防犯・交通安全	成果指標	自転車通行空間の整備率	％	習志野市自転車交通環境整備計画
６０	１－２－３ 防犯・交通安全	成果指標	交通安全施設の整備箇所（累計）	か所	道路なおす課資料
６１	１－２－４　消費生活	状態指標	市消費生活センターの消費生活相談件数	件	消費生活センター資料
６２	１－２－４　消費生活	成果指標	市消費生活センターの消費生活相談のうち、あっせん解決の件数	件	消費生活センター資料
６３	１－２－４　消費生活	成果指標	消費生活出前講座の参加者数	人	消費生活センター資料
６４	１－３－１ コンパクトなまち	状態指標	人口集中地区（ＤＩＤ）の人口密度	人／㎢	総務省「国勢調査」
６５	１－３－１ コンパクトなまち	状態指標	ＪＲ津田沼駅乗車人員	人	ＪＲ東日本資料
６６	１－３－１ コンパクトなまち	状態指標	コミュニティバス平日１日当たり運行本数	本	都市政策課資料
６７	１－３－１ コンパクトなまち	成果指標	居住誘導区域内の人口密度	人／ｈａ	都市計画課資料
６８	１－３－１ コンパクトなまち	成果指標	都市機能誘導区域内の誘導施設立地数	施設	都市計画課資料
６９	１－３－１ コンパクトなまち	成果指標	ＪＲ津田沼駅周辺地区の人口密度	人／㎢	住民基本台帳
７０	１－３－１ コンパクトなまち	成果指標	ハッピーバスの１日当たりの平均利用者数	人	都市政策課資料
７１	１－３－１ コンパクトなまち	成果指標	ナラシド♪バスの１日当たりの平均利用者数	人	都市政策課資料
７２	１－３－２ 市街地整備	状態指標	鷺沼地区の生産年齢人口比率	％	住民基本台帳
７３	１－３－２ 市街地整備	状態指標	新習志野駅周辺地区の人口	人	住民基本台帳
７４	１－３－２ 市街地整備	状態指標	地区計画制度の届出件数	件	都市計画課資料
７５	１－３－２ 市街地整備	状態指標	２０歳から３９歳までの子育て世代人口の平均転入超過数	人	住民基本台帳
７６	１－３－２ 市街地整備	状態指標	分譲マンションのうち、高経年マンション（築年数４０年以上）の割合	％	住宅課資料
７７	１－３－２ 市街地整備	成果指標	鷺沼特定土地区画整理事業の進捗率	％	鷺沼特定土地区画整理事業事業計画書
７８	１－３－２ 市街地整備	成果指標	新習志野駅周辺地区の都市機能誘導区域内の誘導施設立地数	施設	都市計画課資料
７９	１－３－２ 市街地整備	成果指標	習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画における整備済み箇所（累計）	か所	習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画
８０	１－３－２ 市街地整備	成果指標	親元近居助成者の市内定着率	％	住宅課資料
８１	１－３－２ 市街地整備	成果指標	木造住宅耐震化促進事業による耐震工事を実施した棟数（累計）	棟	建築指導課資料
８２	１－３－２ 市街地整備	成果指標	危険コンクリートブロック塀等安全対策費の補助件数（累計）	件	建築指導課資料
８３	１－３－２ 市街地整備	成果指標	市営住宅の長寿命化工事完了率	％	住宅課資料
８４	１－３－２ 市街地整備	成果指標	マンション派遣事業の派遣件数（累計）	件	住宅課資料
８５	１－３－２ 市街地整備	成果指標	管理計画認定マンション数（累計）	件	住宅課資料
８６	２－１－１ 健康・医療	状態指標	平均寿命	歳	国保データベース（ＫＤＢ）システム「地域の全体像の把握」
８７	２－１－１ 健康・医療	状態指標	健康寿命	歳	国保データベース（ＫＤＢ）システム「地域の全体像の把握」
８８	２－１－１ 健康・医療	状態指標	自殺者数	人	厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
８９	２－１－１ 健康・医療	状態指標	脳血管疾患の標準化死亡比	－	国立保健医療科学院統計データ
９０	２－１－１ 健康・医療	状態指標	悪性新生物（がん）の標準化死亡比	－	国立保健医療科学院統計データ
９１	２－１－１ 健康・医療	状態指標	五類感染症発生届の受理件数	件	千葉県感染症情報センター資料

Ｎｏ．	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
９２	２－１－１ 健康・医療	状態指標	国民健康保険１人当たりの医療費	円	国保年金課資料
９３	２－１－１ 健康・医療	成果指標	「いのちとこころの講演会」の実施数	校	健康支援課資料
９４	２－１－１ 健康・医療	成果指標	ならしの健康マイレージへの登録（申請）数	人	健康支援課資料
９５	２－１－１ 健康・医療	成果指標	特定健康診査受診率	％	第３期習志野市国民健康保険データヘルス計画（習志野市特定健康診査等実施計画（第４期））
９６	２－１－１ 健康・医療	成果指標	特定保健指導実施率	％	第３期習志野市国民健康保険データヘルス計画（習志野市特定健康診査等実施計画（第４期））
９７	２－１－１ 健康・医療	成果指標	５つのがん検診の平均受診率	％	習志野市健康意識調査
９８	２－１－１ 健康・医療	成果指標	麻しん風しん混合ワクチンの接種率	％	麻しん風しん予防接種の実施状況調査
９９	２－１－１ 健康・医療	成果指標	ジェネリック医薬品の数量シェア	％	国保年金課資料
１００	２－１－２ 高齢者福祉	状態指標	介護保険第１号被保険者に対する要介護２以上の認定者の割合	％	介護保険課資料
１０１	２－１－２ 高齢者福祉	状態指標	高齢者相談センターにおける総合相談の対応件数	件	高齢者支援課資料
１０２	２－１－２ 高齢者福祉	成果指標	てんとうむし体操（転倒予防体操）参加人数（延べ）	人	高齢者支援課資料
１０３	２－１－２ 高齢者福祉	成果指標	認知症サポーター養成講座受講者数	人	高齢者支援課資料
１０４	２－１－２ 高齢者福祉	成果指標	高齢者見守り事業者ネットワーク協力事業者の状況	者	高齢者支援課資料
１０５	２－１－２ 高齢者福祉	成果指標	高齢者向け住まいの確保量	人	高齢者支援課資料
１０６	２－１－２ 高齢者福祉	成果指標	介護サービス事業者に対する運営指導実施事業所数	件	介護保険課資料
１０７	２－１－３　障がい福祉	状態指標	障がい者手帳の所持者数	人	障がい福祉課資料
１０８	２－１－３　障がい福祉	状態指標	相談実績（障害者相談支援事業）件数	件	障がい福祉課資料
１０９	２－１－３　障がい福祉	状態指標	相談実績（基幹相談支援センター）件数	件	障がい福祉課資料
１１０	２－１－３　障がい福祉	成果指標	相談支援専門員の登録数（市内登録事務所）	人	障がい福祉課資料
１１１	２－１－３　障がい福祉	成果指標	障がい者就労支援施設等からの調達実績	円	障がい福祉課資料
１１２	２－１－３　障がい福祉	成果指標	就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	人	障がい福祉課資料
１１３	２－１－３　障がい福祉	成果指標	ユニバーサルスポーツ交流会等の参加者数	人	障がい福祉課資料
１１４	２－１－３　障がい福祉	成果指標	コミュニケーションツール設置店舗数	店舗	障がい福祉課資料
１１５	２－１－４　地域福祉	状態指標	「ふれあい・いきいきサロン」及び「地域サロン」の設置数	か所	健康福祉政策課資料
１１６	２－１－４　地域福祉	状態指標	生活保護の被保護世帯数	世帯	生活相談課資料
１１７	２－１－４　地域福祉	成果指標	「ふれあい・いきいきサロン」及び「地域サロン」の参加人数	人	健康福祉政策課資料
１１８	２－１－４　地域福祉	成果指標	ボランティア登録者数	人	健康福祉政策課資料
１１９	２－１－４　地域福祉	成果指標	生活困窮者自立支援事業を活用して就労を開始した人の割合	％	生活相談課資料
１２０	２－１－４　地域福祉	成果指標	就労による生活保護廃止件数	件	生活相談課資料
１２１	２－２－１ こども・若者育成支援	状態指標	幼稚園・こども園・保育所の児童数	人	市内外施設に在籍する３歳児以上の児童数
１２２	２－２－１ こども・若者育成支援	状態指標	児童相談件数	件	こども家庭課資料
１２３	２－２－１ こども・若者育成支援	状態指標	ひとり親家庭自立支援員の相談対応延べ人数	人	子育てサービス課資料
１２４	２－２－１ こども・若者育成支援	状態指標	ヤングケアラーとして把握した人数	人	こども家庭課資料
１２５	２－２－１ こども・若者育成支援	状態指標	１８歳以下人口	人	住民基本台帳
１２６	２－２－１ こども・若者育成支援	成果指標	様々な人たちと交流した回数	回	こども保育課資料
１２７	２－２－１ こども・若者育成支援	成果指標	こどもの主体性を育む環境について園（所）内研修への参加人数の割合	％	こども保育課資料
１２８	２－２－１ こども・若者育成支援	成果指標	こどもの人権に関する研修会等への参加人数の割合	％	こども保育課資料

参考資料

Ｎｏ.	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
１２９	２－２－１ こども・若者育成支援	成果指標	こども家庭センターによるサポートプランの作成件数	件	こども家庭課資料
１３０	２－２－１ こども・若者育成支援	成果指標	ひまわり発達相談センターによる乳幼児個別支援計画の作成件数	件	ひまわり発達相談センター資料
１３１	２－２－１ こども・若者育成支援	成果指標	放課後子供教室の登録率	％	社会教育課資料
１３２	２－２－１ こども・若者育成支援	成果指標	若者が自由かつ気軽に行くことができる居場所の数	か所	社会教育課資料
１３３	２－２－１ こども・若者育成支援	成果指標	地域学校協働活動に参加した延べ人数	人	社会教育課資料
１３４	２－２－２　学校教育	状態指標	学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合	％	学校評価アンケート（児童生徒）集計結果
１３５	２－２－２　学校教育	状態指標	市立小中学校のいじめ解消率	％	児童生徒に対する記名式アンケート集計結果
１３６	２－２－２　学校教育	状態指標	市立小中学校の不登校児童生徒の割合	％	千葉県「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
１３７	２－２－２　学校教育	成果指標	全国学力・学習状況調査結果の習志野市と全国の平均正答率の差（小学校）	ポイント	総合教育センター資料
１３８	２－２－２　学校教育	成果指標	全国学力・学習状況調査結果の習志野市と全国の平均正答率の差（中学校）	ポイント	総合教育センター資料
１３９	２－２－２　学校教育	成果指標	授業中児童生徒の英語による言語活動が５０％以上の割合	％	千葉県外国語教育推進計画
１４０	２－２－２　学校教育	成果指標	児童生徒におけるタブレット端末の１人当たりの活用回数（週５日以上）	回	ログイン回数集計結果
１４１	２－２－２　学校教育	成果指標	学校施設再生計画に基づく小中学校の老朽化対策着手校数（累計）	校	第３次学校施設再生計画
１４２	２－３－１ 子育て支援	状態指標	出生数	人	住民基本台帳
１４３	２－３－１ 子育て支援	状態指標	保育所・幼稚園等への入所対象児童数	人	こども保育課資料
１４４	２－３－１ 子育て支援	状態指標	保育施設への入所申込率	％	こども保育課資料
１４５	２－３－１ 子育て支援	状態指標	放課後児童会への入会児童数	人	児童育成課資料
１４６	２－３－１ 子育て支援	状態指標	ファミリー･サポート･センターの提供会員数（両方会員を含む）	人	子育てサービス課資料
１４７	２－３－１ 子育て支援	状態指標	ファミリー・サポート・センターの利用会員数	人	子育てサービス課資料
１４８	２－３－１ 子育て支援	成果指標	保育所等の待機児童数	人	こども保育課資料
１４９	２－３－１ 子育て支援	成果指標	放課後児童会の待機児童数	人	児童育成課資料
１５０	２－３－１ 子育て支援	成果指標	こどもセンター、きらっ子ルームの延べ利用者数	人	子育てサービス課資料 こども保育課資料
１５１	２－３－１ 子育て支援	成果指標	ファミリー・サポート・センターの提供会員等が活動した実人数（両方会員を含む）	人	子育てサービス課資料
１５２	２－３－１ 子育て支援	成果指標	ファミリー・サポート・センターの利用会員が利用した実人数	人	子育てサービス課資料
１５３	２－３－１ 子育て支援	成果指標	こんにちは赤ちゃん事業実施率	％	健康支援課資料
１５４	３－１－１ 地域コミュニティ	状態指標	県内での自治会等加入率の順位	位	千葉県「県民活動推進に係る市町村基本データ」
１５５	３－１－１ 地域コミュニティ	状態指標	仕事・家庭以外で活動していると答えた人のうち、「町会・自治会・まちづくり会議での活動」に参加していると答えた人の割合	％	市民意識調査
１５６	３－１－１ 地域コミュニティ	成果指標	市内自治会等加入率	％	協働政策課資料
１５７	３－１－１ 地域コミュニティ	成果指標	受理した町会・自治会変更届のうち、ＷＥＢ（システム・メール）で提出された割合	％	協働政策課資料
１５８	３－１－２ 人権、男女共同参画、平和	状態指標	「女性の生き方相談」における相談対応件数	件	多様性社会推進課資料
１５９	３－１－２ 人権、男女共同参画、平和	状態指標	「男性は仕事」、「女性は家事・育児」という考え方に反対・どちらかといえば反対の人の割合	％	習志野市男女共同参画に関する市民意識調査
１６０	３－１－２ 人権、男女共同参画、平和	成果指標	人権を含む多様性に関する情報の広報紙、ホームページ、ＳＮＳ等による啓発回数	回	多様性社会推進課資料

Ｎｏ．	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
１６１	３－１－２ 人権、男女共同参画、平和	成果指標	多様性に関する講座への参加者数（開催回数）	人（回）	多様性社会推進課資料
１６２	３－１－２ 人権、男女共同参画、平和	成果指標	市の審議会等における女性委員数の比率	％	多様性社会推進課資料
１６３	３－１－２ 人権、男女共同参画、平和	成果指標	平和関連事業への参加者数（祈念式典、被爆体験講話）	人	多様性社会推進課資料
１６４	３－１－３　多文化共生	状態指標	住民基本台帳に登録されている市内外国人の人数	人	住民基本台帳
１６５	３－１－３　多文化共生	状態指標	市内に在住する在留外国人の人数	人	在留外国人統計
１６６	３－１－３　多文化共生	成果指標	市国際交流協会が実施する日本語教育への参加者数	人	市国際交流協会（ＮＩＡ）資料
１６７	３－１－３　多文化共生	成果指標	市国際交流協会が開催する市民及び在住外国人の相互交流イベントへの参加者数	人	市国際交流協会（ＮＩＡ）資料
１６８	３－１－３　多文化共生	成果指標	多言語で対応する行政情報媒体の件数	件	協働政策課資料
１６９	３－１－３　多文化共生	成果指標	習志野市青少年海外派遣事業によりタスカルーサ市に派遣した高校生の人数	人	市国際交流協会（ＮＩＡ）資料
１７０	３－２－１　生涯学習	状態指標	公民館年間利用者数	人	公民館要覧
１７１	３－２－１　生涯学習	状態指標	プラッツ習志野フューチャーセンターの来所者数	人	社会教育課資料
１７２	３－２－１　生涯学習	状態指標	市民カレッジの卒業生（累計）	人	社会教育課資料
１７３	３－２－１　生涯学習	状態指標	読書が好きなこどもの割合	％	市実施アンケート
１７４	３－２－１　生涯学習	状態指標	社会教育施設（公民館・図書館）の延床面積	㎡	教育委員会資料
１７５	３－２－１　生涯学習	成果指標	公民館主催講座の受講者数	人	公民館要覧
１７６	３－２－１　生涯学習	成果指標	地域活動に参加している市民カレッジ卒業生の割合	％	社会教育課資料
１７７	３－２－１　生涯学習	成果指標	フューチャーセンタークリエイターズクラブ登録者数	人	社会教育課資料
１７８	３－２－１　生涯学習	成果指標	生涯学習施設改修整備計画に基づく公民館・図書館の再整備の進捗率（累計）	％	社会教育課資料
１７９	３－２－２ 文化芸術・歴史	状態指標	過去１年間の文化芸術の活動率	％	習志野市文化スポーツに関する市民アンケート
１８０	３－２－２ 文化芸術・歴史	状態指標	過去１年間の文化芸術の鑑賞率	％	習志野市文化スポーツに関する市民アンケート
１８１	３－２－２ 文化芸術・歴史	成果指標	習志野市芸術文化協会４事業（芸術祭・市民文化祭・市展・第九演奏会）への来場者数	人	社会教育課資料
１８２	３－２－２ 文化芸術・歴史	成果指標	（公財）習志野市文化スポーツ振興財団文化課主催事業への参加者数（回数）	人（回）	社会教育課資料
１８３	３－２－２ 文化芸術・歴史	成果指標	県指定・市指定・国登録文化財の数	件	社会教育課資料
１８４	３－２－３　スポーツ	状態指標	週１回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合	％	スポーツ・運動に関する市民アンケート
１８５	３－２－３　スポーツ	状態指標	競技会場でスポーツを観戦したことのある市民の割合	％	スポーツ・運動に関する市民アンケート
１８６	３－２－３　スポーツ	状態指標	スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	％	スポーツ・運動に関する市民アンケート
１８７	３－２－３　スポーツ	成果指標	市内スポーツ施設の利用者数	人	生涯スポーツ課資料
１８８	３－２－３　スポーツ	成果指標	トップチームと連携した市民優待の実施	①回数 ②申込者数	生涯スポーツ課資料
１８９	３－２－３　スポーツ	成果指標	市民スポーツ指導員数	人	生涯スポーツ課資料
１９０	３－２－４ 多様な生きがいづくり	状態指標	６５歳以上の高齢者人口（介護保険第１号保険者の人数）	人	住民基本台帳
１９１	３－２－４ 多様な生きがいづくり	状態指標	介護保険第１号被保険者に対する要介護２以上の認定者の割合	％	介護保険課資料
１９２	３－２－４ 多様な生きがいづくり	成果指標	シルバー人材センター会員数	人	シルバー人材センター補助事業等実績報告書
１９３	３－２－４ 多様な生きがいづくり	成果指標	シルバー人材センター会員の就業率	％	シルバー人材センター補助事業等実績報告書
１９４	３－２－４ 多様な生きがいづくり	成果指標	老人クラブ数	クラブ	習志野市老人クラブ補助金申請書
１９５	３－２－４ 多様な生きがいづくり	成果指標	老人クラブ会員数	人	習志野市老人クラブ補助金申請書
１９６	３－２－４ 多様な生きがいづくり	成果指標	町会・自治会等の高齢者ふれあい元気事業実施率	％	高齢者ふれあい元気事業実施報告書

Ｎｏ.	基本施策	指標の区分	指標名	単位	指標の説明又は出典元
１９７	３－２－４ 多様な生きがいづくり	成果指標	一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業の延べ人数	人	健康支援課資料
１９８	３－２－４ 多様な生きがいづくり	成果指標	後期高齢者健康診査受診率	％	健康支援課資料
１９９	３－３－１　産業基盤	状態指標	市内法人数	法人	習志野市決算報告書
２００	３－３－１　産業基盤	状態指標	市内法人の設立等件数	件	市民税課「法人数集計表」
２０１	３－３－１　産業基盤	状態指標	市内法人の転廃業等の件数	件	市民税課「法人数集計表」
２０２	３－３－１　産業基盤	成果指標	中小企業・小規模事業者への融資件数及び融資額（累計）	件 千円	産業振興課資料
２０３	３－３－１　産業基盤	成果指標	事業承継に関する相談の実施回数	回	産業振興課資料
２０４	３－３－１　産業基盤	成果指標	創業・起業支援を目的とした資金の融資件数及び融資額（累計）	件 千円	産業振興課資料
２０５	３－３－１　産業基盤	成果指標	ならしの創業塾の受講者数（累計）	人	産業振興課資料
２０６	３－３－１　産業基盤	成果指標	産学官連携プラットホーム事業でのものづくり人材の育成・定着に向けた相談等の実施回数	回	産業振興課資料
２０７	３－３－２　商工業	状態指標	商工会議所の会員数	会員	習志野商工会議所資料
２０８	３－３－２　商工業	状態指標	商店会の会員数	会員	習志野市商店会連合会「通常評議員会資料」
２０９	３－３－２　商工業	状態指標	製造業の事業所数及び従業者数	事業所 人	総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」
２１０	３－３－２　商工業	成果指標	地域消費促進や商店街共同施設の維持管理への支援実施回数	回	産業振興課資料
２１１	３－３－２　商工業	成果指標	地域経済対策事業による市内事業所への発注件数	件	産業振興課資料
２１２	３－３－２　商工業	成果指標	事業承継に関する相談等の実施回数	回	産業振興課資料
２１３	３－３－２　商工業	成果指標	設備投資を目的とした融資件数及び融資金額（累計）	件 千円	産業振興課資料
２１４	３－３－３　都市農業	状態指標	経営体数	経営体	農林水産省「農林業センサス」
２１５	３－３－３　都市農業	状態指標	経営耕地面積	ｈａ	農林水産省「農林業センサス」
２１６	３－３－３　都市農業	成果指標	農地の貸借面積	ｈａ	産業振興課資料
２１７	３－３－３　都市農業	成果指標	農産物・農産物加工品の出荷資材数	枚	産業振興課資料
２１８	３－３－３　都市農業	成果指標	農産物直売イベントの実施回数	回	産業振興課資料
２１９	３－３－３　都市農業	成果指標	新規就農者数（累計）	人	産業振興課資料
２２０	３－３－３　都市農業	成果指標	市営市民農園の利用率	％	産業振興課資料
２２１	３－３－４ シティプロモーション	状態指標	市内観光入込客数	人	観光地点等観光入込客数調査回答
２２２	３－３－４ シティプロモーション	成果指標	ブランドメッセージロゴマークの使用件数	件	シティプロモーション課資料
２２３	３－３－４ シティプロモーション	成果指標	観光ガイドブック等のまち巡りコースの掲載数	コース	産業振興課資料
２２４	３－３－４ シティプロモーション	成果指標	ドラマ・映画等の撮影実施回数	回	産業振興課資料
２２５	３－３－４ シティプロモーション	成果指標	インバウンドを含む観光客と市民の交流によるイベント実施回数	回	産業振興課資料
２２６	３－３－４ シティプロモーション	成果指標	ふるさと産品や習志野ソーセージを活用したイベントの実施回数	回	産業振興課資料
２２７	３－３－４ シティプロモーション	成果指標	市内小中高校生のスポーツ・音楽関係の部活動が参加するイベント数	回	産業振興課資料
２２８	３－３－５　就労・雇用	状態指標	市民（１５歳以上）の就業率	％	総務省「国勢調査」
２２９	３－３－５　就労・雇用	状態指標	ハローワーク船橋管内における有効求職者数	人	ハローワーク船橋「最近の雇用失業情勢」
２３０	３－３－５　就労・雇用	状態指標	企業による説明会や説明会等のマッチングイベントの開催回数	回	産業振興課資料
２３１	３－３－５　就労・雇用	状態指標	従業員が余暇活動の時間（地域活動・文化活動・趣味の活動）をおおよそ持てている市内事業所の割合	％	習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査
２３２	３－３－５　就労・雇用	成果指標	ふるさとハローワークならしのの利用者数	人	ふるさとハローワークならしの資料
２３３	３－３－５　就労・雇用	成果指標	千葉県ジョブサポートセンターとの連携による再就職支援セミナーの参加者数	人	産業振興課資料
２３４	３－３－５　就労・雇用	成果指標	ワーク・ライフ・バランス（パラレルキャリア等を含む）に関する講座の参加者数	人	多様性社会推進課資料

Ⅲ－2 ＳＤＧｓ一覧

1 基本施策別ＳＤＧｓ目標一覧

基本施策	SDGsの目標
基本施策1-1-1　道路	3, 9, 11, 12, 13
基本施策1-1-2　ガス・水道・下水道	3, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14
基本施策1-1-3　公園・緑地	9, 11, 12, 13, 14, 15, 17
基本施策1-1-4　地球温暖化対策・生活環境・自然環境	3, 4, 6, 7, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 17
基本施策1-1-5　循環型社会	7, 11, 12, 13, 14, 15
基本施策1-2-1　防災・危機管理	5, 11, 13, 17
基本施策1-2-2　消防・救急	3, 11, 13
基本施策1-2-3　防犯・交通安全	3, 4, 9, 11, 12, 15, 16
基本施策1-2-4　消費生活	11, 12, 16
基本施策1-3-1　コンパクトなまち	3, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 17
基本施策1-3-2　市街地整備	1, 3, 5, 7, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 17
基本施策2-1-1　健康・医療	1, 3, 4, 10, 11, 13, 16, 17
基本施策2-1-2　高齢者福祉	3, 5, 10, 11, 17
基本施策2-1-3　障がい福祉	3, 10, 16
基本施策2-1-4　地域福祉	1, 3, 8, 11, 16, 17
基本施策2-2-1　こども・若者育成支援	1, 3, 4, 5, 8, 10, 11, 12, 16, 17
基本施策2-2-2　学校教育	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 16, 17
基本施策2-3-1　子育て支援	1, 2, 3, 4, 5, 8, 10, 11

基本施策	SDGsの目標
基本施策3-1-1　地域コミュニティ	5, 10, 11, 12, 16, 17
基本施策3-1-2　人権、男女共同参画、平和	3, 4, 5, 8, 10, 11, 16
基本施策3-1-3　多文化共生	3, 4, 5, 8, 10, 17
基本施策3-2-1　生涯学習	3, 4, 10, 11, 12, 16, 17
基本施策3-2-2　文化芸術・歴史	3, 4, 7, 11
基本施策3-2-3　スポーツ	1, 3, 4, 6, 7, 11, 12
基本施策3-2-4　多様な生きがいづくり	1, 2, 3, 4, 8, 10, 11
基本施策3-3-1　産業基盤	4, 8, 9, 11, 12
基本施策3-3-2　商工業	8, 9, 12
基本施策3-3-3　都市農業	2, 8, 9
基本施策3-3-4　シティプロモーション	3, 8, 9, 11, 12, 17
基本施策3-3-5　就労・雇用	1, 3, 4, 5, 8, 10

習志野市総合計画

発 行 年 月：令和８年３月
発　　　　行：習志野市
編　　　　集：政策経営部　総合政策課

所　在　地：〒２７５－８６０１ 習志野市鷺沼２丁目１番１号
電　　　話：０４７－４５１－１１５１（代表）
ホームページ：https://www.city.narashino.lg.jp/

習志野市総合計画
Narashino City Vision
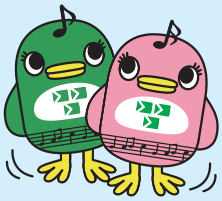
～多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野～